

平成16年度
市民企画事業補助金
審査結果のまとめ

平成16年3月

八王子市

目 次

1. 審査結果総括表

2. 予備審査

3. 本審査

4. 参考資料

経過・市民企画事業補助金審査委員会開催状況

平成 16 年度市民企画事業補助金制度の審査フロー

市民企画事業補助金の審査基準について

八王子市市民企画事業補助金交付要綱

市民企画事業補助金 平成 16 年度補助対象事業募集要項

市民企画事業補助金庁内審査会設置要綱

市民企画事業補助金庁内審査会委員名簿

市民企画事業補助金審査委員会設置要綱

市民企画事業補助金審査委員会委員名簿

平成 1 6 年度市民企画事業補助金交付対象事業 担当課一覧

平成16年度市民企画事業補助金 審査結果総括表

部門	件数		補助予定金額(円)	予算額(円)	予算額 - 補助予定金額(円)	備考	
A 活動支援部門	応募	9	820,000	1,000,000	180,000		
	採択したもの	7	620,000	1,000,000	380,000		
	不採択としたもの	2	—				
B 事業実施部門	新規	応募	14	6,760,000			2月7日 B新8「シルクサミットin東京」取下げ
		審査期間中に 取下げのあったもの	3	—			2月13日 B新6「子どもクラブ・学習教室」取下げ
		採択したもの	9	4,290,000			
		不採択としたもの	2	—			3月4日 B新4「古新聞雑古紙等資源化圧縮 結束箱製作頒布事業」取下げ
	継続	応募	11	4,770,000			
		審査期間中に 取下げのあったもの	1	—			3月5日 B 6「骨の健康測ってみよう！骨 量測定会」取下げ
		採択したもの	8	3,380,000			
		不採択としたもの	2	—			
	小計	応募	25	11,530,000	10,000,000	-1,530,000	
		審査期間中に 取下げのあったもの	4	—			
		採択したもの	17	7,670,000	10,000,000	2,330,000	
		不採択としたもの	4	—			
計	応募	34	12,350,000	11,000,000	-1,350,000		
	審査期間中に 取下げのあったもの	4	—				
	採択したもの	24	8,290,000	11,000,000	2,710,000		
	不採択としたもの	6	—				

平成16年度 市民企画事業補助金審査結果一覧表 (新規)

A 活動支援部門			
受付番号	事業名	団体名	補助金 交付予定額 (円)
A 新 1	地域健康体操の指導	'21,より若く	100,000
A 新 2	バリアフリー調査	ばりあ・ふりいの会	50,000
A 新 3	環境教育推進活動	環境教育センター	100,000
A 新 6	湧水の調査活動と水資源の保全を目指す おいしい湧水の保全たい!	エコ・ネットワーク八王子	100,000
A 新 7	生活習慣病が気になる方の食教室	八王子管理栄養士の会 ダイエタリー・フレンズ	100,000
A 新 8	市民の立場でごみ問題を考える (エコイベントの企画から実施まで)	サンエス企画	100,000
B 事業実施部門			
受付番号	事業名	団体名	補助金 交付予定額 (円)
B 新 1	八王子アマチュア映像祭	八王子アマチュア映像協会	100,000
B 新 2	八王子フィルハーモニー合唱団による 「第九演奏会」	八王子フィルハーモニー合唱団	1,000,000
B 新 3	若きチェリストたちの交流コンサート	特定非営利活動法人 チェロ・コンサートコミュニ ティー	240,000
B 新 5	八王子子どもの居場所づくりプロジェクト	八王子子どもの居場所づくり プロジェクト	1,000,000
B 新 7	八王子ラーメンマップ作成	八麺会	350,000
B 新 9	特定非営利活動法人 子どもネット “八王子”子育て支援事業	特定非営利活動法人 子どもネット“八王子”	360,000
B 新 10	クワノミセ商品開発および市場開拓	地域生活文化研究所	500,000
B 新 12	高齢者・障害者と地域住民との交流事業	特定非営利活動法人 福祉サービスハウスゆう	420,000
B 新 14	COOL DESIGN CONTEST	八王子商店研究会	320,000

平成16年度 市民企画事業補助金審査結果一覧表 (継続)

A 活動支援部門				
受付番号	事業名	団体名	15年度 補助金交付額 (円)	16年度 補助金交付 予定額(円)
A 1	学校図書館支援講座	八王子に学校図書館を育てる会	70,000	70,000
B 事業実施部門				
受付番号	事業名	団体名	15年度 補助金交付額 (円)	16年度 補助金交付 予定額(円)
B 2	公募第33回 八王子アンデパンダン展	美術集団八王子アンデパンダン	130,000	100,000
B 3	つくる市民のITサーフイ ティネット、なくそうデジタ ル・デバイド	情報ボランティアの会 (八王子)	130,000	100,000
B 4	障害者のアクターズスクール (舞台人演劇人養成講座) 推進事業	AIR-空-パフォーミング・ アーツ研究会	730,000	460,000
B 5	子育て・教育支援事業	特定非営利活動法人 CEセンター	1,000,000	1,000,000
B 7	映像文化と技術の普及を通じ て地域コミュニティに参加	八王子ビデオクラブ	400,000	320,000
B 8	「おんがた散策絵地図 (仮称)」の作成及び出版	特定非営利活動法人 らいふ舎	800,000	600,000
B 9	支援者研修(カウンセリング) 講座	特定非営利活動法人 日本ウェルネット	960,000	500,000
B 11	現代子育ての落とし穴に挑戦	特定非営利活動法人 八王子子ども劇場	730,000	300,000

予備審査

予備審査の経過

平成16年 1月 5日	応募締切
6日～ 9日	協働推進課で形式審査
13日	担当課に審査を依頼
19日～ 21日	事業実施部門への応募事業について、協働推進課 と担当課により応募書類の内容確認のための応募者面接を実施
23日	担当課審査終了
27日	庁内審査会に審査を依頼
2月 6日	庁内審査委員会開催
10日	予備審査報告書を審査委員会に提出

平成16年度 市民企画事業補助金 予備審査結果 (A 活動支援部門)

受付番号	応募事業名	応募団体名	要望金額 (円)	応募内容	採点結果		
					得点数	補助金交付の 必要性ありとした 委員数	順位
A 新 1	地域健康体操の指導	'21, より若く	100,000	腰痛、肩こり、膝痛予防のためのストレッチ体操やエアロビクスの実施	33	4	8
A 新 2	バリアフリー調査	ばりあ・ふりいの会	50,000	視力障害のある方や車いす利用者と共に調査を行い、移動の障害を点検し、バリアのないまちづくりを提案する。	48	5	4
A 新 3	環境教育推進活動	環境教育センター	100,000	八王子市の 대기汚染・水質汚染・土壌汚染、エネルギー問題を調査し、市民生活に役立てる。	49	7	3
A 新 4	日本健康太極拳八王子	NPO 日本健康太極拳協会 八王子	100,000	市内体育館・学園都市センター等にて、市民初心者対象の指導及びスタッフ養成のための会員向け運動理論研修の実施	42	3	6
A 新 5	美しい地球を子どもたちに	ネットワーク地球村八王子	100,000	環境と平和についての講演会などのイベントを実施	30	4	9
A 新 6	湧水の調査活動と水資源の保全を目指す おいしい湧水の保全たい!	エコ・ネットワーク八王子	100,000	湧水の実態調査と水資源の保全活動	67	9	1
A 新 7	生活習慣病が気になる方の食教室	八王子管理栄養士の会 ダイエターリー・フレンズ	100,000	糖尿病、高脂血症等の生活習慣病の予防、改善のための講義、調理実習、個別栄養相談の実施	47	7	5
A 新 8	市民の立場でごみ問題を考える(エコイベントの企画から実施まで)	サンエス企画	100,000	ごみ問題を考える勉強会や環境に関するイベントの実施	42	6	6
A 1	学校図書館支援講座	八王子に学校図書館を育てる会	70,000	市立小・中学校の図書室(図書館)利用の現状把握と、子どもたちのよりよい読書環境、教育環境の改善の活動	62	9	2

採点方法について

A部門 審査項目3項目(各3点満点)委員9名 = 81点満点 公益性 計画性 継続性
B部門 審査項目4項目(各3点満点)委員9名 = 108点満点 政策合致性 計画適切性 市民ニーズの高さ・緊急度 八王子らしさ

平成16年度 市民企画事業補助金 予備審査結果 (B 事業実施部門 新規)

受付番号	応募事業名	応募団体名	要望金額 (円)	応募内容	採点結果		
					得点数	補助金交付の 必要性有りと した委員数	順位
B 新 1	八王子アマチュア映像祭	八王子アマチュア映像協会	100,000	中央公民館との共催事業である初心者ビデオ講座修了者の卒業制作作品の発表の場としての映像祭の実施	60	6	8
B 新 2	八王子フィルハーモニー合唱団による「第九演奏会」	八王子フィルハーモニー合唱団	1,000,000	第九演奏会の実施	66	7	5
B 新 3	若きチェリストたちの交流コンサート	特定非営利活動法人 チェロ・コンサートコミュニティー	240,000	チェロを学んでいる青少年と音楽家の交流を通して音楽文化の向上と将来世界に羽ばたくようなチェリストの発掘・発見するためのコンサートの開催	71	8	2
B 新 4	古新聞雑古紙等資源化圧縮結束箱製作頒布事業	八王子ゴミ資源化研究会	610,000	廃材等をリサイクルし、古新聞や雑古紙等の圧縮結束箱を製作・頒布	—	—	—
B 新 5	八王子子どもの居場所づくりプロジェクト	八王子子どもの居場所づくりプロジェクト	1,000,000	子どもの居場所づくりのための情報・活動の中間支援センター機能の整備	59	7	9
B 新 6	子どもクラブ・学習教室	CCS/世界の子どもと手をつなぐ 学生の会八王子支部	160,000	在日外国人や多文化背景をもつ小・中学生に日本語、学習、適応、進学などの支援	—	—	—
B 新 7	八王子ラーメンマップ作成	八麺会	500,000	八王子ラーメンを紹介するラーメンマップの作成と広報	62	7	7
B 新 8	シルクサミット in 東京	多摩シルクライフ21研究会	1,000,000	業界、染織工芸作家、一般絹愛好家、研究機関、大学、市民を交えた講演会、見学会、シンポジウム等によるサミットの開催	—	—	—
B 新 9	NPO法人 子どもネット“八王子” 子育て支援事業	特定非営利活動法人 子どもネット“八王子”	360,000	子育てに関する講演会及び講座の開催	64	7	6
B 新 10	クワノミセ商品開発および市場 開拓	地域生活文化研究所	500,000	クワを利用した商品の開発及び販売	76	9	1
B 新 11	世の中で起きていることを自分の こととして考えていく会	「一緒に考えましょう」実行委員会	200,000	環境破壊、戦争、飢餓等、世界で起きている問題を考える講演会の開催	21	0	14
B 新 12	高齢者・障害者と地域住民との交 流事業	特定非営利活動法人 福祉サービスハウスゆう	420,000	在宅の高齢者や障害者と地域の人々との交流イベントの開催	43	2	12
B 新 13	パソコンの活用による青少年の健 全なる育成を目指す「子育て支援 情報提供と交流活動」	明るい社会と家庭を創る会	500,000	ホームページを活用した子育て相談、子育てに関する専門相談窓口の紹介、講演会の実施	54	3	11
B 新 14	COOL DESIGN CONTEST	八王子商店研究会	320,000	グラフィックデザインコンテストの開催	67	9	4

平成16年度 市民企画事業補助金 予備審査結果 (B 事業実施部門継続)

受付番号	応募事業名	応募団体名	要望金額 (円)	応募内容	採点結果		
					得点数	補助金交付の 必要性有りとした 委員数	順位
B 1	特色を生かしたまちづくりのための市民討論及び提案会(パート2)	八王子学会	300,000	市民により実践できる「特色を生かしたまちづくり」を推進するための討議を行い、参加者からの提案を募る。	77	9	3
B 2	公募第33回 八王子アンデパンダン展	美術集団八王子アンデパンダン	180,000	無審査、無償の美術公募展の開催	58	8	9
B 3	つくろう市民のITセーフティネット、 なくそうデジタル・デバイド	情報ボランティアの会(八王子)	100,000	市民のためのパソコン・インターネットなんでも相談会、パソコンとインターネット祭り、障害者へのパソコン支援ボランティア養成講座の開催	80	9	2
B 4	障害者のアクターズスクール(舞台人演劇人養成講座)推進事業	AIR-空-パフォーミング・アーツ 研究会	460,000	障害者のための公募によるワークショップ形式によるアクターズスクール(舞台人演劇人養成講座)の開催、発表公演の実施	69	9	5
B 5	子育て・教育支援事業	特定非営利活動法人 CEセンター	1,000,000	地域の中で子どもたちの「育ちと教育」を多面的にサポートするため、保育園及び児童館を相談室とした、不登校や軽度発達障害を含む子育て・教育に関わる相談事業	82	9	1
B 6	骨の健康測ってみよう!骨量測定会	NPO法人 ニューイング	600,000	骨粗しょう症予防対策の充実を図るため、骨量測定会、予防体操、薬に対する相談会の実施	—	—	—
B 7	映像文化と技術の普及を通じて 地域コミュニティーに参加	八王子ビデオクラブ	400,000	地域映像資料の作成と配付、社会貢献団体の紹介ビデオの作成、八王子ビデオコンテストの開催、デジタルビデオ講習会、ビデオまつりの開催等	58	7	9
B 8	「おんがた散策絵地図(仮称)」 の作成及び出版	特定非営利活動法人 らいふ舎	600,000	イラストや写真を用いて恩方地域をわかりやすく紹介したガイドマップの作成・出版	70	9	4
B 9	支援者研修(カウンセリング)講座	特定非営利活動法人 日本ウェルネット	680,000	支援者研修終了者有志による「市民福祉研究会」のお話相手訪問、及び一般市民向けの特別講座、シンポジウムの開催	48	5	11
B 10	インターネット美術館	サイバー・街の美術館	330,000	時間的・地理的な制約を受けずに、芸術の発表・鑑賞ができるポータルサイト「サイバー街の美術館」の運営	61	8	7
B 11	現代子育ての落とし穴に挑戦	特定非営利活動法人 八王子子ども劇場	300,000	親子で楽しむ外遊び事業、10代の子どもの乳児保育体験事業、幼児とお母さんの参加型劇の公演	66	7	6

本 审 查

本審査の経過

平成16年 2月 5日	審査委員会に審査を依頼
10日	予備審査報告書を審査委員会に提出
22日	審査委員会を開催 (事業実施部門・新規分の公開プレゼンテーション)
26日	審査委員会を開催
3月17日	市長に審査結果意見書を提出

公開プレゼンテーション(2月22日)

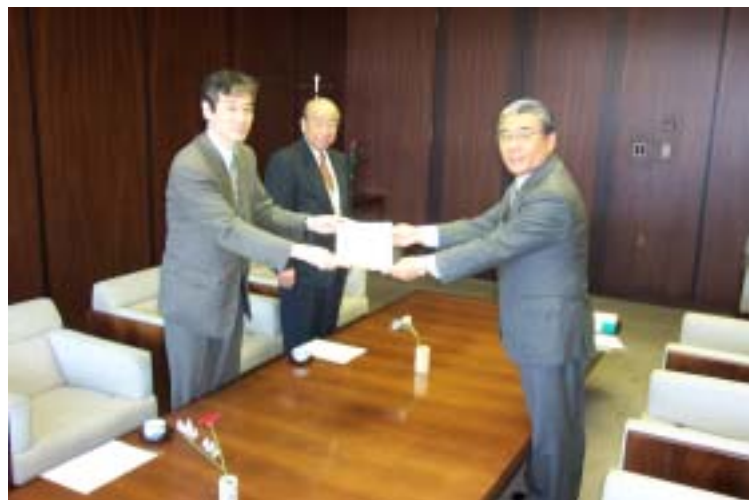


応募団体の発表



審査委員講評

市長に審査結果意見書を提出(3月17日)



平成16年3月17日

八王子市長 黒 須 隆 一 殿

平成16年度市民企画事業補助金の応募事業について審査を行ったので、次のとおり報告します。

市民企画事業補助金審査委員会

委員長	玉 野 和 志
副委員長	前 野 修
委 員	金 子 久実子
同	川 口 明 浩
同	浜 本 由里子
同	斎 藤 晃
同	八十島 信 行

平成16年度市民企画事業補助金 審査講評

市民企画事業補助金審査委員会

委員長 玉野和志

平成15年度初めて試みられた八王子市の「市民企画事業補助金制度」も、16年度で2年目を迎え、制度としてのある程度の定着と成果が見られる反面、2年目ゆえの新しい問題も生じてきており、ほぼ同一のメンバーでのぞんだ審査委員会としても複雑な心境である。15年度に引き続き大きな成果が上がっていることを前提としつつも、ここではいくつか明らかになった課題を列記することで、審査委員会としての講評とさせていただきたい。

1. 「A 活動支援部門」と「B 事業実施部門」の理解について

15年度の反省をふまえて、審査委員会としては2つの部門を、比較的新しい団体の立ち上げ支援とすでに実績のある団体の自立ないし行政との協働に向けてのさらなる飛躍のための支援とに整理することを提案した。しかしながら、今回の応募状況を見るかぎり、この点での制度の主旨がまだまだ理解されていないことが明らかになった。すでに長い活動の実績がある団体が「A部門」でこれまで通りの活動で支援を受けようとしていたり、まだ十分な実績を積んでいない団体がいきなり「B部門」で多額の自己負担を必要とする事業にチャレンジしていたりという応募がいくつか見られた。この点では行政からの応募部門に関する説明や広報のあり方も含めて、今後も息の長い取り組みと検討が必要であろう。

2. 継続応募の問題

同様に、同一の団体が同趣旨の活動で継続的に支援を受けようとする「継続応募」の案件について、どのように扱うべきかという点が今回審査委員会で新たに問題とされた。この点は2年目特有の問題であったが、審査委員会としてはただ漫然とこれまで通り補助を受けるという考え方は制度の主旨に合わないということで、継続応募の案件については継続の意義という点を厳しく審査することを徹底することになった。前年度の成果をふまえて事業内容が何らかの意味で進展していること、同じ内容ならば、継続していくこと自体の意義が明確であることを重視し、十分な成果があがっていないにもかかわらず十分な工夫がなされていないものや、活動内容自体の進展が見られないものについては補助を打ち切るのが適当と判断した場合もあった。ただし、このような事態は審査委員会として事

前に予測できなかったために、この点での工夫を求めると継続応募に特有の審査項目をあらかじめ設けるという対応を行うことができなかったのも事実である。この点も今後改善が必要であろう。

3．16年度応募の全体的な特徴について

16年度応募の新しい特徴としては、商工部門の振興と関連するような市民活動の事業提案が見られたことである。しかしこの点の評価については、審査委員会の中で多様な意見が出され、一致した結論を出すことがきわめて困難であったことは否定できない。今後、補助の結果と成果を見極めながら、この点については引き続き検討していくことが求められる。その他、全般的な状況としては15年度に比べて大きな変動はなく、心配された審査が困難なほどの広がりは見られなかったが、しかし引き続き広報活動を徹底し、潜在的な市民企画事業の広がりを的確に掘り起こしていくことが求められよう。

4．市の事業との関連について

今回、とりわけ環境関連の市民企画事業の提案の中で、市の事業である環境市民会議との関連のあり方が問題となった。市の事業との関連で、市民が独自に企画事業を提案していくことは歓迎されるべきことであろう。ただし市民の中には、できるかぎり市の事業に協力することを優先し、自分たちの独自の活動をおさえている側面も見られるようである。この点で市民の間に理解の齟齬が生じることは好ましいことではない。市としての見解の提示と補助事業としての整理が求められる。

5．「子育て・教育支援事業」をめぐって

最後に、16年度継続応募の事案の中で、審査委員会として特別に15年度と同額の補助を認めたい件について、補足の説明とある種の提案を行っておきたい。この事業は不登校や発達障害をかかえた子どもたちとその親にたいする啓発と相談の活動を、学校心理士や臨床心理士などの専門職にある人々がボランティアで取り組んでいるもので、八王子市の一部の地域で行ったにもかかわらず、当初の予測をはるかに越える相談が殺到し、もはや別に仕事をもつ専門職従事者が行うボランティアでは対応しきれないという状況に立ち至っている。本来ならば、公的な事業として取り組むべき問題なのかもしれないが、しかしながら反面専門のサービスへの取り次ぎを拒み、ボランティアでの対応を求める利用者も少なくないようである。問題の性質からいって、行政による公的サービスだけでは十分な対応が困難な、市民活動との協働が典型的に求められる事例と考えることもできる。幸い文部科学省や厚生労働省などからも特別の取り組みが求められている状況のようである。

にもかかわらず八王子市の対応としては、一方で市民企画事業としての補助金を交付し、

営利活動でないことを公然と認めながら、他方では施設利用との関連で料金を徴収することは認められないという対応をしているのが実情であり、これでは別に仕事をもってまでボランティアで関わっている市民の理解を得ることは、早晩できなくなるであろう。本来、組織改正によって協働推進課は、このような問題に対処するための庁内の調整機能をもつことを目的としていたはずである。市民活動と行政の協働を実現するためには、何よりもそのような行政側の一致した対応が不可欠であり、縦割り行政の弊害をそのまま継続するならば、市民からの理解を得ることはかなわないであろう。

そのような点にかんがみ、審査委員会としてはこの事案を典型的な意義をもつモデル事業ととらえ、重点的な対応を図ることをお願いする次第である。市長としても特段の配慮をご検討いただきたい。

以上、講評としてはあえて課題のみの指摘に限定させていただいたが、15年度同様大きな成果が期待できることを申し添えておきたい。

平成16年度 市民企画事業補助金

受付番号	事業名	団体名	要望額(円)	事業内容	
A 新 1	地域健康体操の指導	'21より若く	100,000	腰痛、肩こり、膝痛予防のためのストレッチ体操やエアロビクスの実施	
A 新 2	バリアフリー調査	ぱりあ・ふりいの会	50,000	視力障害のある方や車いす利用者との調査、移動の障害の点検及びバリアのないまちづくりの提案	
A 新 3	環境教育推進活動	環境教育センター	100,000	八王子市の大気汚染・水質汚染・土壌汚染、エネルギー問題等の調査研究	
A 新 4	日本健康太極拳八王子	NPO日本健康太極拳協会八王子	100,000	市内体育館・学園都市センター等にて、市民初心者対象の指導及びスタッフ養成のための会員向け運動理論研修の実施	
A 新 5	美しい地球を子どもたちに	ネットワーク『地球村』八王子	100,000	環境と平和についての講演会などのイベントの実施	
A 新 6	湧水の調査活動と水資源の保全を目指す おいしい湧水の保全たい!	エコ・ネットワーク八王子	100,000	湧水の実態調査と水資源の保全活動	
A 新 7	生活習慣病が気になる方の食教室	八王子管理栄養士の会 ダイエタリー・フレンズ	100,000	糖尿病、高脂血症等の生活習慣病の予防、改善のための講義、調理実習、個別栄養相談の実施	
A 新 8	市民の立場でゴミ問題を考える (エコイベントの企画から実施まで)	サンエス企画	100,000	ゴミ問題を考える勉強会や環境に関するイベントの実施	
A	1	学校図書館支援講座	八王子に学校図書館を育てる会	70,000	市立小・中学校の図書室(図書館)利用の現状把握と、子どもたちのよりよい読書環境、教育環境の改善の活動
計			820,000		

採点方法について

A部門
審査項目3項目(各4点満点)委員7名 = 84点満点
目的達成可能性
説得性
期待度
B部門
審査項目4項目(各4点満点)委員7名 = 112点満点
社会貢献度
将来性
創意工夫
新規性

審査委員会 審査結果(A 活動支援部門)

審査結果					受付 番号
得点数	採 択	優先 順位	審査委員会としての意見 (不採択の場合にはその理由)	補助予定金額(円)	
33	可	7	引きこもり勝ちな地域の高齢者の健康づくりという点に本事業の公共性が認められる。この点の実効性の確保について、特段の努力をお願いしたい。	100,000	A 新 1
51	可	2	調査結果がバリアのないまちづくりに十分活かされるよう、市の協力を求めて市民への周知や専門性の向上に努めていただきたい。 また、市には、将来の協働を見込んだ対応・連携の配慮をお願いしたい。	50,000	A 新 2
38	可	6	本補助金の交付は、環境市民会議の活動など、市その他の補助事業とは重複しない事業であることを条件とする。 (事務局注:審査委員会から団体に対し、事業内容を確認のうえ応募書類の書き直しを要請し、再提出された内容をもって採択することを決定した。)	100,000	A 新 3
29	不可	8	既に成熟した活動を行っている団体であり、本補助金を交付する公的な意味が認められない。	0	A 新 4
28	不可	9	事業の目的や内容が不明確であり、本補助金を交付する必要性は認められない。	0	A 新 5
49	可	4	湧水に的を絞った事業の独自性・専門性を評価する。成果の市民への還元、特段の工夫をお願いしたい。	100,000	A 新 6
51	可	2	今後、できれば事業実施部門への応募も検討して、より広く市民にアピールする努力をお願いしたい。	100,000	A 新 7
39	可	5	計画の内容を十分に精査し、現実的な方法を考えて、可能な範囲で実行していただきたい。	100,000	A 新 8
53	可	1	より多くの市民へのアピールを考えていただきたい。 また、学校や市には、この活動が補助期間終了後も継続的に行われるよう、連携等の配慮をお願いしたい。	70,000	A 1
				620,000	

平成16年度 市民企画事業補助金

受付番号	事業名	団体名	要望額(円)	事業内容
B 新 1	八王子アマチュア映像祭	八王子アマチュア映像協会	100,000	中央公民館との共催事業である初心者ビデオ講座修了者の卒業制作作品の発表の場としての映像祭の実施
B 新 2	八王子フィルハーモニー合唱団による「第九演奏会」	八王子フィルハーモニー合唱団	1,000,000	第九演奏会の実施
B 新 3	若きチェリストたちの交流コンサート	特定非営利活動法人 チェロ・コンサートコミュニティー	240,000	チェロを学んでいる青少年と音楽家の交流を通じて音楽文化の向上と将来世界に羽ばたくようなチェリストの発掘・発見するためのコンサートの開催
B 新 4	古新聞雑古紙等資源化圧縮結束箱製作頒布事業	八王子ゴミ資源化研究会	610,000	廃材等をリサイクルし、古新聞や雑古紙等の圧縮結束箱を製作・頒布
B 新 5	八王子子どもの居場所づくりプロジェクト	八王子子どもの居場所づくりプロジェクト	1,000,000	子どもの居場所づくりのための情報・活動の中間支援センター機能の整備
B 新 6	子どもクラブ・学習教室	CCS/世界の子どもと手をつなぐ学生の会八王子支部	160,000	在日外国人や多文化背景をもつ小・中学生に日本語、学習、適応、進学などの支援
B 新 7	八王子ラーメンマップ作成	八麺会	350,000	八王子ラーメンを紹介するラーメンマップの作成と広報
B 新 8	シルクサミット in 東京	多摩シルクライフ21研究会	1,000,000	業界、染織工芸作家、一般絹愛好家、研究機関、大学、市民を交えた講演会、見学会、シンポジウム等によるサミットの開催
B 新 9	NPO法人子どもネット“八王子”子育て支援事業	特定非営利活動法人子どもネット“八王子”	360,000	子育てに関する講演会及び講座の開催
B 新 10	クワノミセ商品開発および市場開拓	地域生活文化研究所	500,000	クワを利用した商品の開発及び販売
B 新 11	世の中で起きていることを自分のこととして考えていく会	「一緒に考えましょう」実行委員会	200,000	環境破壊、戦争、飢餓等、世界で起きている問題を考える講演会の開催
B 新 12	高齢者・障害者と地域住民との交流事業	特定非営利活動法人福祉サービスハウスゆう	420,000	在宅の高齢者や障害者と地域の人々との交流イベントの開催
B 新 13	パソコンの活用による青少年の健全なる育成を目指す「子育て支援情報提供と交流活動」	明るい社会と家庭を創る会	500,000	ホームページを活用した子育て相談、子育てに関する専門相談窓口の紹介、講演会の実施
B 新 14	COOL DESIGN CONTEST	八王子商店研究会	320,000	グラフィックデザインコンテストの開催
計			6,760,000	

審査委員会 審査結果 (B 事業実施部門・新規)

審査結果					受付番号
得点数	採 択	優先順位	審査委員会としての意見 (不採択の場合にはその理由)	補助予定金額(円)	
52	可	6	事業のPRに努め、一般市民に映像編集技術を広く普及するという本事業の特色を大いに発揮していただくよう期待する。	100,000	B 新 1
69	可	2	(審査委員会としては特段の意見はない)	1,000,000	B 新 2
74	可	1	(審査委員会としては特段の意見はない)	240,000	B 新 3
—	—	—	3月4日付けで取下げ	—	B 新 4
60	可	5	(審査委員会としては特段の意見はない)	1,000,000	B 新 5
—	—	—	2月13日付けで取下げ	—	B 新 6
46	可	8	商業ベースではなく、まちおこしに意欲的な市民からの発意である点を評価し、計画を十分検討し、適正な事業金額とすることを条件に補助金交付を可とする。 (事務局注:審査委員会から団体に対し計画内容の再検討を要請し、書き直して再提出された内容をもって採択することを決定した。)	350,000	B 新 7
—	—	—	2月7日付けで取下げ	—	B 新 8
63	可	4	(審査委員会としては特段の意見はない)	360,000	B 新 9
51	可	7	(審査委員会としては特段の意見はない)	500,000	B 新 10
30	不可	11	事業内容に具体性が見受けられず、補助金交付の必要性は認められない。	0	B 新 11
45	可	9	参加者が限定されることがないよう事業のPRに努め、広範囲の地域から参加者を募ること、できれば1回は公共施設など定員の多い会場で実施することを条件に、補助金交付を可とする。	420,000	B 新 12
40	不可	10	15年度事業の実績は評価するが、今回の応募事業については当該団体のもつ能力や長所を發揮できるとは認められず、補助に値する効果が期待できない。従って、本補助金の交付は認められない。	0	B 新 13
68	可	3	(審査委員会としては特段の意見はない)	320,000	B 新 14
				4,290,000	

平成16年度 市民企画事業補助金

受付番号	事業名	団体名	要望額(円)	事業内容
B 1	特色を生かしたまちづくりのための市民討論及び提案会(パート2)	八王子学会	300,000	市民により実践できる「特色を生かしたまちづくり」を推進するためのシンポジウムの開催と報告書の作成
B 2	公募第33回 八王子アンデパンダン展	美術集団八王子アンデパンダン	180,000	無審査、無償の美術公募展の開催
B 3	つくろう市民のITサーフィティネット、なくそうデジタル・デバイド	情報ボランティアの会(八王子)	100,000	市民のためのパソコン・インターネットなんでも相談会、パソコンとインターネット祭り、障害者へのパソコン支援ボランティア養成講座の開催
B 4	障害者のアクトーズスクール(舞台人演劇人養成講座)推進事業	AiR-空-パフォーミング・アーツ研究会	460,000	障害者のための公募によるワークショップ形式によるアクトーズスクール(舞台人演劇人養成講座)の開催、発表公演の実施
B 5	子育て・教育支援事業	特定非営利活動法人 C Eセンター	1,000,000	地域の中で子どもたちの「育ちと教育」を多面的にサポートするための保育園及び児童館を相談室とした、不登校や軽度発達障害を含む子育て・教育に関わる相談事業の実施
B 6	骨の健康測ってみよう! 骨量測定会	NPO法人 ニューイング	600,000	骨粗しょう症予防対策の充実を図るための骨量測定会、予防体操、薬に対する相談会の実施
B 7	映像文化と技術の普及を通じて地域コミュニティに参加	八王子ビデオクラブ	400,000	地域映像資料の作成と配付、社会貢献団体の紹介ビデオの作成、八王子ビデオコンテストの開催、デジタルビデオ講習会、ビデオまつりの開催等
B 8	「おんがた散策絵地図(仮称)」の作成及び出版	特定非営利活動法人 らいふ舎	600,000	イラストや写真を用いて恩方地域をわかりやすく紹介したガイドマップの作成・出版
B 9	支援者研修(カウンセリング)講座	特定非営利活動法人 日本ウェルネット	500,000	支援者研修終了者有志による「市民福祉研究会」のお話相手訪問、及び一般市民向けの特別講座、シンポジウムの開催
B 10	インターネット美術館	サイバー・街の美術館	330,000	時間的・地理的な制約を受けずに、芸術の発表・鑑賞ができるポータルサイト「サイバー街の美術館」の運営
B 11	現代子育ての落とし穴に挑戦	特定非営利活動法人 八王子子ども劇場	300,000	親子で楽しむ外遊び事業、10代の子どものための乳児保育体験事業、幼児とお母さんの参加型劇の公演
計			4,770,000	

審査委員会 審査結果 (B 事業実施部門・継続)

審査結果					受付号
得点数	採 択	優先順位	審査委員会としての意見 (不採択の場合にはその理由)	補助予定金額(円)	
45	不可	10	継続事業においては、前年度の成果を踏まえた事業内容の進展、自立に向けた成長や努力が認められなければ、補助金を交付する必要性は認め難い。本事業の場合、事業計画、収支計画において前年度同様であり、補助金交付の継続は不可とする。	0	B 1
59	可	7	長期的展望を持ち、自立して実施できる規模と範囲で事業を継続していただきたい。 所定額上限内での補助金交付を可とする。	100,000	B 2
77	可	1	(審査委員会としては特段の意見はない)	100,000	B 3
71	可	3	(審査委員会としては特段の意見はない)	460,000	B 4
77	可	1	市に将来の市との協働のモデルケースとしての位置付けをお願いしたい。 市民ニーズの高さ、事業継続の必要性を認め、要望額での補助を可とする。	1,000,000	B 5
—	—	—	3月5日付けで取下げ	—	B 6
67	可	5	積極的に地域で上映会を行うなど、より多くの市民への本事業の周知に努めていただくとともに、新たな展開を期待したい。 事業の継続性や地域貢献度は認めるが、所定額上限を超える補助金交付の特段の必要性は認められず、上限額での補助金交付を可とする。	320,000	B 7
69	可	4	(審査委員会としては特段の意見はない)	600,000	B 8
59	可	7	前年度事業の成果を踏まえた研究会活動を補助対象事業の中心として計画を見直すことを条件に、補助金交付を可とする。 (事務局注:審査委員会から団体に対し計画内容の再検討を要請し、書き直して再提出された内容をもって採択することを決定した。)	500,000	B 9
51	不可	9	システム開発に高いコストをかけることに見合う、市民への波及効果が認められない。補助金交付の継続は不可とする。	0	B 10
66	可	6	(審査委員会としては特段の意見はない)	300,000	B 11
				3,380,000	

参 考 资 料

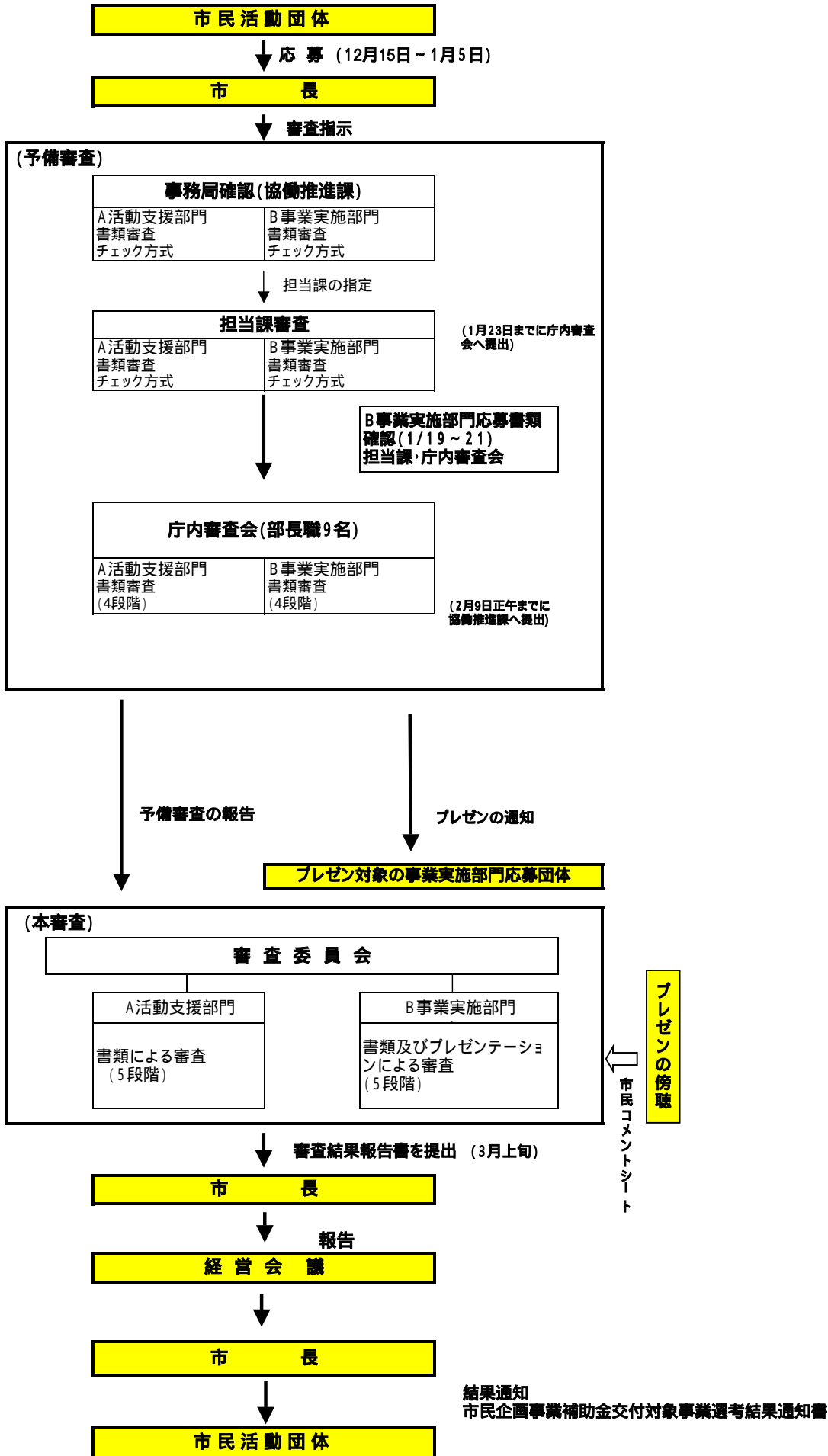
<経過>

- 11月15日 広報はちおうじ、ホームページに募集記事掲載
- 11月 28日・29日 市民説明会の開催
- 12月 15日～1月5日 募集期間
- 1月6日～2月10日 予備審査
- 2月5日～3月16日 本審査
- 3月17日 審査結果意見書の市長への提出
- 3月18日 経営会議に審査結果を報告
- 3月23日 補助対象予定事業の決定

<市民企画事業補助金審査委員会開催状況>

開催年月日	開催時刻	会場	内容
10月24日(火)	14:00～15:30	クリエイトホール 第2学習室	・事務局組織改正、人事異動の報告 ・委員の交代新委員委嘱状交付 ・平成16年度事業について ・平成15年度中間報告会について
平成16年 2月22日(日)	12:15～16:30	北野市民センター (ホール)	・公開プレゼンテーション審査 (事業実施部門・新規応募分)
2月26日(木)	14:00～18:30	クリエイトホール 第7学習室	・最終審査 (活動支援部門・事業実施部門)
3月22日(月)	14:00～16:00	クリエイトホール 第7学習室	16年度審査の経過を踏まえた制度改善 に向けた意見の取りまとめ

【平成16年度市民企画事業補助金制度の審査フロー】



市民企画事業補助金の審査基準について

予備審査は、応募書類について、関係所管課による審査を経て、庁内審査会での審査を行います。また、事業実施部門では、必要に応じて面接による応募書類の確認も行います。

本審査は、市民企画事業補助金審査委員会で、予備審査の結果を参考にしながら行います。活動支援部門は応募書類のみの審査ですが、事業実施部門では書類審査のほか、公開プレゼンテーションも審査の対象とします。また、公開プレゼンテーションに参加した市民のコメントも審査の参考にします。

審査にあたっては、応募書類が提出された各事業ごとに、以下の項目に主眼をおいた審査を行います。

A 活動支援部門

予備審査

公益性	活動目的や内容が明確で公益性が認められるか
計画性	事業内容、事業規模、実施体制などが適切か
継続性	将来自立した活動の継続が期待できるか
補助金交付の必要性	

本審査

目的達成可能性	事業実施により目的が達成できるか
説得性	活動に取り組む姿勢に熱意が感じられ、市民の共感が得られるか
期待度	独自性や専門性を活かしたサービスの提供が期待できるか

B 事業実施部門

予備審査

政策合致性	実施効果が八王子ゆめおりプランの目指す方向性に寄与するか 将来、市との協働事業に発展することが期待できるか
計画適切性	事業内容、事業規模、実施体制などが適切か、具体的な成果が望めるか
市民ニーズの高さ・緊急度 八王子らしさ	その事業に対する市民のニーズが高いか 「オンリーワンのまちづくり」を目指す八王子市として積極的に支援できるものか、八王子の歴史、伝統、文化、自然などを生かすものか
補助金交付の必要性	

本審査

社会貢献度	地域社会の健全な発展に寄与するものであるか
将来性	事業の自立経営が実現できる可能性が高いか
創意工夫	他の団体ではできない独自の発想やノウハウ、専門性を持っているか
新規性	時代の潮流に合っているか、市民の関心を集めるような話題性があるか

提出していただく書類

様式1 「市民企画事業補助金交付要望書」(裏面)「市民企画事業実施団体概要」

様式2 「市民企画事業計画書」

複数年にわたり補助金の交付を申し込む予定の場合は、付属資料「複数年の事業計画書」も提出してください。

様式3 「市民企画事業収支計画書」

八王子市市民企画事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 この要綱は、市民企画事業補助金について、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。）第5条に基づき、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 市民活動団体が自ら企画実施する公益的な事業に要する経費の一部を市が補助することにより、市民の創意による地域の実情に即した公共サービスの充実と市民活動の活性化を図るとともに、市と市民との協働のしくみづくりを推進することを目的とする。

(補助の対象となる事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に定める要件を満たす事業とする。

2 補助対象事業のうち国又は地方公共団体から他の制度による補助等を受ける事業は、前項の規定にかかわらず補助対象事業としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定めるところにより市の予算の範囲内において決定する。

(補助対象事業の公募)

第5条 市長は、補助対象事業を期間を定めて募集するものとする。

2 市長は、補助対象事業の募集に先立ち、募集要項を定めて公表しなければならない。

3 前項の募集要項には、補助対象事業の審査方法を明記しなければならない。

(補助金の申し込み)

第6条 前条の募集に応じて申し込みをしようとする団体（以下「応募団体」という。）は、次に掲げる応募書類により行うこととし、前条第2項の募集要項で指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 「市民企画事業補助金交付申込書」(様式1)

(2) 「市民企画事業実施計画書」(様式2)

(3) 「市民企画事業収支計画書」(様式3)

(補助対象事業の選考及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による応募書類の提出を受けた事業について、第5条第3項に規定する審査方法により審査しなければならない。

2 市長は、前項による審査の結果を受けて補助金を交付することが適当であると認められる事業を選考したときは、「市民企画事業補助金交付対象事業選考結果通知書」(様式4)により、速やかに当該応募団体に通知

しなければならない。

(補助金交付の申請及び決定)

第8条 前条により補助金交付対象事業として補助金交付予定額の通知を受けた団体は、所定の期日までに、規則第6条の規定による申請を「市民企画事業補助金交付申請書」様式5により行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容が前条第1項の審査の際と変わらない(軽微な変更は除く)限りにおいて、速やかに補助金の交付を決定し、申請者に「市民企画事業補助金交付決定通知書」(様式5の2)により通知しなければならない。

(交付決定状況の公表)

第9条 市長は、前条第2項により補助金の交付を決定したときは、補助対象事業、補助金の交付を受ける団体(以下「補助団体」という。)の名称及び補助金交付決定額を公表しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、第8条第2項の規定による交付決定の後、速やかに交付する。

(補助対象事業計画の変更等)

第11条 規則第10条の規定による通知については、「市民企画事業補助金交付事業変更・中止申請書」(様式6)によることとする。

2 市長は、前項の規定による承認をしたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

(事業報告)

第12条 規則第12条の規定による報告は、次に掲げる事業報告書類によることとする。

- (1) 「市民企画事業補助金交付事業実績報告書」(様式7)
- (2) 「市民企画事業補助金交付事業収支決算書」(様式8)
- (3) 「市民企画事業補助金交付事業自己評価書」(様式9)

(補助金額の確定)

第13条 市長は、前条の規定により事業報告書類の提出を受けたときは、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定し、「市民企画事業補助金確定通知書」(様式10)により補助団体に通知する。

(事業実績の公表)

第14条 市長は、前条の規定による補助金等の額を確定したときは、補助対象事業の成果について市民に周知するものとする。

2 補助団体は、市が主催する事業報告会や市が発行する事業成果報告書において補助対象事業の成果を

発表し、市民からの理解を得られるよう努めるものとする。

(担当課の指定等)

第15条 市長は、第6条の規定による応募書類の提出を受けたときは、応募された補助対象事業の内容に係る所管(以下「担当課」という。)を指定するものとする。

2 市長は、第7条に規定する審査、第11条に規定する変更又は中止の承認及び第13条に規定する補助金額の確定を行うにあたり、担当課に意見を求めるものとする。

3 担当課は、第2条に規定する補助の目的を達成するため、補助団体との情報交換に努めるものとする。

(事務所管)

第16条 この要綱に基づく補助金に関する事務は、市民活動推進部協働推進課において処理する。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年11月14日から施行する。

別表（第3条及び第4条関係）

補助対象事業及び補助金の額

応募部門		A 活動支援部門	B 事業実施部門
		既に実施している公益的な活動を軌道に乗せるための事業 これから公益的な活動を軌道に乗せるための事業 に要する経費を補助する。	市民活動団体が自立運営を目標に企画提案する公益的な事業 将来市と協働で実施する事業として企画提案するために実験的に実施する事業の実施経費を補助する。
補助の対象 (掲げている要件全てに該当する事業であること)	補助を受ける団体の要件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 非営利かつ、市民生活における不特定多数の利益に寄与し、自発的に、自主・自立した運営を継続的に行う団体であること。(法人格の有無は問わない。) 2. 市内に活動拠点を持っていること。 3. 構成員5人以上のグループで、構成員に複数の市民(市内在住・在勤・在学)を含むこと。 4. 政治活動及び宗教活動を主たる目的とする団体でないこと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 同左 2. 市内に活動拠点を持っていること。又は、市内で活動しており市内に連絡先を確保できること。 3. 同左 4. 同左
	実施する事業の要件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市内で実施されること。 2. 計画から実施まで責任を持って遂行できること。 3. 平成16年4月から平成17年3月までの間に実施する事業であること。 4. 政治活動及び宗教活動を目的としないこと。 5. 市の外郭団体で実施している他の財政的支援制度の対象とならないこと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公益性が認められること。 2. 市内で実施されること又は市民の参加により実施され、地域社会の健全な発展に寄与すること。 3. 計画から実施まで責任を持って遂行できること。 4. 平成16年4月から平成17年3月までの間に実施する事業であること。 5. 政治活動及び宗教活動を目的としないこと。 6. 市の外郭団体で実施している他の財政的支援制度の対象とならないこと。
補助金の額	上限・下限	1件当たり対象事業費の1/2 又は10万円のいずれか低い額 (但し、下限を5万円とする)	1件当たり対象事業費の1/2 又は100万円のいずれか低い額 2年目以降対象事業費の1/3 又は前年度交付決定額の80%いずれか低い額 ただし、事業の性質上審査委員会で特に認めた場合は とする。 下限を10万円とする
	交付額の単位	千円単位(千円未満切り捨て)	万円単位(万円未満切り捨て)
備考		同一団体に対する補助金の交付は2回までとする。 ただし、申請の都度、当該年度予算の範囲内で、審査により決定する。	同一事業に対する補助金の交付は、連続3回までとする。複数年にわたる補助を希望する場合は、初年度申請時にあらかじめその旨を事業計画書に明記するものとする。 ただし、2回目、3回目についてもその都度申請し、当該年度予算の範囲内で、審査により決定する。

市民企画事業補助金

平成16年度補助対象事業募集要項

1. 趣旨

市民企画事業補助金は、市内で活動する非営利団体が、地域の課題の解決や、よりよい市民生活の実現のために、自ら企画立案し実施する事業について、市がその経費の一部を補助するものです。

この補助金が有効に活用されるよう、補助対象事業は公募方式により募集し、厳正な審査を経て決定します。

2. 補助の内容

補助対象事業は、以下の2部門に分けて募集し、決定します。

A 活動支援部門

この部門では、既の実施している公益的な活動を軌道に乗せるための事業や、これから公益的な活動に取り組もうとするグループの活動企画に要する経費の一部を補助します。

補助金額	必要な経費の2分の1以内 (千円未満切り捨て、上限10万円、下限5万円)
補助回数	同一団体2回まで補助を受けることができます。

B 事業実施部門

この部門では、市民活動団体が、自立運営を目標に企画提案する公益的な事業を実施する場合や、将来市と協働で実施する事業として企画提案するために実験的に実施する事業に、その経費の一部を補助します。

補助金額	必要な経費の2分の1以内 (1万円未満切り捨て、上限100万円、下限10万円) 2年目以降は対象事業費の1/3又は前年度交付決定額の80%。 ただし、事業の性質上審査委員会で特に認めた場合は、 とします。
補助回数	同一の事業に対して連続3回まで補助金の申し込みを行うことができます。

3. 補助対象事業

次に掲げる要件を全て満たす事業が補助対象となります。

- (1) 計画から実施まで責任を持って遂行できること。
- (2) 国、地方自治体、市の外郭団体で実施している他の財政的な支援制度の対象とならないこと。
- (3) 政治活動及び宗教活動を目的としないこと。
- (4) 平成16年4月から平成17年3月までの間に実施する事業であること。

このほか、各部門ごとに、以下の要件も満たす必要があります。

A 活動支援部門

- (5) 市内で実施すること。

B 事業実施部門

- (6) 事業に公益性が認められること。
- (7) 市内で実施されるか、又は市民の参加により実施され、地域社会の健全な発展に寄与すること。

4. 応募できる団体

次の全ての要件を満たす団体が応募できます。

- (1) 非営利かつ、市民生活における不特定多数の利益に寄与し、自発的に、自主・自立した運営を継続的に行う団体であること。(法人格の有無は問いません。)
- (2) 構成員5人以上のグループで、構成員に複数の市民(市内在住・在勤・在学)を含むこと。
- (3) 政治活動及び宗教活動を主たる目的とする団体ではないこと。

このほか、各部門ごとに、以下の要件も満たす必要があります。

A 活動支援部門

- (4) 市内に活動拠点を持っていること。

B 事業実施部門

- (5) 市内に活動拠点を持っているか、又は市内で活動しており、市内に連絡責任者を確保できること。

5. 補助の対象としない経費

補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に必要な経費ですが、以下のものは補助の対象から除きます。

- (1) 団体の経常的な活動に要する経費
- (2) 団体の構成員の飲食や親睦に要する経費
- (3) 不動産及び高額な備品の購入費

6. 募集の周知

以下の方法で、募集することを周知しています。

広報はちおうじ11月15日号への掲載

市民活動推進部ホームページへの掲載

募集案内チラシでの周知(市庁舎・市民活動支援センター・クリエイトホール・各事務所・市民センター等公共施設への備え付け)

7. 説明会の開催

以下のとおり説明会を開催し、応募予定団体に対し制度の概要と申し込み手続きについて説明を行います。

応募書類と記載要領は、説明会出席者に会場で配付することを原則とします。

説明会への出席は事前申し込み制とします。

開催日時： 1回目 平成15年11月28日(金)午後7時～8時
2回目 11月29日(土)午前10時～11時
会場： クリエイトホール 11階 視聴覚室

応募についての問い合わせ・相談には、12月1日(月)以降、協働推進課で随時対応します。
できるだけ事前に電話連絡のうえ、お越しく下さい。

8. 募集期間(応募書類の受付期間)

平成15年12月15日(月)～平成16年1月5日(月)

申し込みは郵送でお願いします。1月5日必着です。

9. 審査方法

審査は、次のとおり行います。

(1) 予備審査

市の関係部長で構成する庁内審査会で応募書類により審査するほか、事業実施部門については、必要に応じて応募者との面接による応募書類の確認を行います。

(2) 本審査

下表のメンバーによる市民企画事業補助金審査委員会で、応募書類により審査するほか、事業実施部門については、公開プレゼンテーションを行い、その内容も審査します。本審査にあたっては、予備審査結果、市民コメント（後述）を参考にします。

市民企画事業補助金審査委員会委員		
委員長	玉野 和志	東京都立大学 人文学部助教授
副委員長	前野 修	八王子市町会自治会連合会 事務局長
委員	金子 久実子	法政大学経済学部経済学科
委員	川口 明浩	中央青山監査法人
委員	浜本 由里子	特定非営利活動法人 市民社会創造ファンド プログラムオフィサー
委員	斉藤 晃	アジレント・テクノロジー株式会社 監査役
委員	八十島 信行	八王子テレメディア株式会社 常務取締役

審査項目は下表のとおりです。

区分	A 活動支援部門	B 事業実施部門
予備審査	公益性 計画性 継続性 補助金交付の必要性	政策合致性 計画適切性 市民ニーズの高さ・緊急度 八王子らしさ 補助金交付の必要性
本審査	目的達成可能性 説得性 期待度	社会貢献度 将来性 創意工夫 新規性

審査結果（補助対象事業の選考及び交付額の査定結果）は市長に報告され、補助金の交付の決定は市長が行います。

10. 公開プレゼンテーションの実施

「B 事業実施部門」に応募された事業については、本審査において一般公開でプレゼンテーションを行います。

開催予定日：平成16年2月22日（日）

開催時間：応募件数を確認後決定し、応募団体に通知します。

市民への周知は、広報はちおうじ2月1日号及びホームページで行います。

会場：北野市民センター ホール 北野町545の3 きたのタウンビル 8階

1 1 . 市民参加

公開プレゼンテーションに参加した市民は、応募事業についての意見を市民コメントシートで提出することができます。提出された市民コメントは、本審査の参考資料として、「市民企画事業審査委員会」に提出します。

1 2 . 結果の公表

審査の結果は、広報はちおうじ、市民活動推進部ホームページで公表します。

1 3 . 事業成果の公表

補助金交付を受けた団体には、補助事業終了後、事業報告書類を提出していただきます。

このほか、市が開催する一般公開での中間報告会や事業成果報告会に参加をお願いし、事業の中間報告や事業成果の発表をしていただきます。また、市が事業成果報告書を作成する際には、原稿寄稿などの協力をお願いします。

1 4 . 問い合わせ・申請書類等の郵送先

八王子市 市民活動推進部 協働推進課

〒192 - 8501 八王子市元本郷町3 - 24 - 1

電 話 0426 - 20 - 7401

F A X 0426 - 26 - 0253

市民企画事業補助金庁内審査会設置要綱

(設置)

第1条 市民企画事業補助金交付要綱に基づき執行する市民企画事業補助金(以下「補助金」という。)について、市の施策との整合性や市民自治・協働の推進という視点から審査するため、市民企画事業補助金庁内審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審査会の所掌事項は、次のとおりとする。
(1) 補助金の応募事業の予備審査に関する事項
(2) 補助金の執行、運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 審査会の委員は、次の職にある者をこれに充てる。
総合政策部長
市民活動推進部長
財務部長
健康福祉部長
こども家庭部長
産業振興部長
環境部長
まちづくり計画部長
生涯学習スポーツ部長

(委員長及び副委員長)

第4条 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
2 委員長は、委員会を総括する。
3 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長が会議に出席できないときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、委員長が招集し、議長となる。
2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第6条 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な調査をすることができる。

(報告)

第7条 委員長は、応募事業の予備審査の結果について、市民企画事業補助金審査委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、市民活動推進部協働推進課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年8月18日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年11月14日から施行する。

市民企画事業補助金庁内審査会委員名簿

平成15年8月18日現在

	氏名	役職	備考
1	田中正美	総合政策部長	副委員長
2	白柳和義	市民活動推進部長	委員長
3	原島一	財務部長	
4	和田武雄	健康福祉部長	
5	小林昭代	こども家庭部長	
6	西田和夫	産業振興部長	
7	橋本義一	環境部長	
8	磯洋一	まちづくり計画部長	
9	高橋昭	生涯学習スポーツ部長	

市民企画事業補助金審査委員会設置要綱

(設 置)

第1条 市民企画事業補助金交付要綱に基づき、市民活動団体から補助の申請があった事業(以下「申請事業」という。)について、適正かつ客観的に審査するため、市民企画事業補助金審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 八王子市市民企画事業補助金(以下「補助金」という。)の申請事業の審査に関する事項
- (2) 補助金の執行、運営に関し必要な事項

(組 織)

第3条 委員会は、委員7名以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内大学に在学する者
- (3) その他市長が必要と認めたもの

3 委員会の委員の任期は、平成15年5月から平成16年5月までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、審査のため必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な調査をすることができる。

(報 告)

第7条 委員長は、申請事業の審査結果について、市長に報告書を提出しなければならない。

(庶 務)

第8条 委員会の庶務は、市民活動推進部協働推進課において行う。

(委 任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月18日から施行する。

市民企画事業補助金審査委員会委員名簿

(任期 平成15年5月～16年5月)

平成15年10月24日現在

	区 分	氏 名	所 属	備 考
1	市内大学研究者	玉野 和志	東京都立大学 人文学部 助教授	委員長
2	市内大学学生	金子 久実子	法政大学 経済学部経済学科	
3	元包括外部監査人 補助者	川口 明浩	中央青山監査法人	
4	連合町会関係者	前野 修	八王子市町会自治会連合会 事務局長	副委員長
5	市民活動関係者	浜本 由里子	特定非営利活動法人 市民社会創造ファンド プログラム・オフィサー	
6	市内企業関係者	斉藤 晃	アジレント・テクノロジー株式会社 監査役	
7	地域メディア関係者	八十島 信行	八王子テレメディア株式会社 常務取締役	

平成16年度 市民企画事業補助金 担当課一覧

受付番号			事業名	団体名	担当課									
A	活動支援部門	A 新 1	地域健康体操の指導	'21. より若く	高齢者支援課	保健センター	スポーツ振興課	学習支援課						
		A 新 2	バリアフリー調査	ばりあ・ふりいの会	健康福祉総務課	高齢者支援課	障害者福祉課	都市計画室	交通政策室	公園課	(道)計画課	交通事業課		
		A 新 3	環境教育推進活動	環境教育センター	農林課	環境政策課	環境保全課	指導室						
		A 新 6	湧水の調査活動と水資源の保全を目指すおいしい湧水の保全たい!	エコ・ネットワーク八王子	環境政策課	環境保全課								
		A 新 7	生活習慣病が気になる方の食教室	八王子管理栄養士の会ダイエタリー・フレンズ	保健センター									
		A 新 8	市民の立場でごみ問題を考える(エコイベントの企画から実施まで)	サンエス企画	環境政策課	ごみ減量対策課								
		A		1	学校図書館支援講座	八王子に学校図書館を育てる会	指導室	中央図書館						
B	事業実施部門(新規)	B 新 1	八王子アマチュア映像祭	多摩アマチュア映像協会	学園都市文化課	学習支援課								
		B 新 2	八王子フィルハーモニー合唱団による「第九演奏会」	八王子フィルハーモニー合唱団	学園都市文化課									
		B 新 3	若きチェリストたちの交流コンサート	特定非営利活動法人チェロ・コンサートコミュニティー	学園都市文化課	児童青少年課								
		B 新 5	八王子子どもの居場所づくりプロジェクト	八王子子どもの居場所づくりプロジェクト	男女共同参画課	こども政策課	子育て支援課	児童青少年課	指導室	生涯学習総務課				
		B 新 7	八王子ラーメンマップ作成	八麺会	広聴広報室(広報)	産業政策課	観光課							
		B 新 9	NPO法人子どもネット「八王子」 子育て支援事業	特定非営利活動法人子どもネット「八王子」	こども政策課	子育て支援課	児童青少年課	指導室						
		B 新 10	クワノミセ商品開発および市場開拓	地域生活文化研究所	産業政策課	観光課	農林課							
		B 新 12	高齢者・障害者と地域住民との交流事業	特定非営利活動法人福祉サービスハウスゆう	協働推進課	健康福祉総務課	高齢者支援課	障害者福祉課						
		B 新 14	COOL DESIGN CONTEST	八王子商店研究会	学園都市文化課	産業政策課	観光課							
B	事業実施部門(継続)	B	2	公募第33回八王子アンデパンダン展	美術集団八王子アンデパンダン	学園都市文化課								
		B	3	つくろう市民のITセキュリティネット、なくそうデジタル・デバイド	情報ボランティアの会(八王子)	IT推進室	障害者福祉課							
		B	4	障害者のアクターズスクール(舞台人演劇人養成講座)推進事業	AIR-空-パフォーミング・アーツ研究会	学園都市文化課	障害者福祉課							
		B	5	子育て・教育支援事業	特定非営利活動法人CEセンター	こども政策課	子育て支援課	児童青少年課	指導室					
		B	7	映像文化と技術の普及を通じて地域コミュニティーに参加	八王子ビデオクラブ	広聴広報室(広報)	学園都市文化課	IT推進室						
		B	8	「おんがた散策絵地図(仮称)」の作成及び出版	特定非営利活動法人らいふ舎	広聴広報室(広報)	障害者福祉課	観光課	農林課	環境政策課	都市計画室	指導室	文化財課	
		B	9	支援者研修(カウンセリング)講座	特定非営利活動法人日本ウェルネット	高齢者相談課	高齢者支援課	介護サービス課	障害者福祉課	こども政策課	子育て支援課	教育センター		
		B	11	現代子育ての落とし穴に挑戦	特定非営利活動法人八王子子ども劇場	こども政策課	子育て支援課	児童青少年課						

八王子市 市民活動推進部 協働推進課
〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話 20 - 7401

FAX 26 - 0253